

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成26年11月19日	
【会社名】	エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社	
【英訳名】	AVEX GROUP HOLDINGS INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 松 浦 勝 人	
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	
【電話番号】	03(5545)9200(代表)	
【事務連絡者氏名】	代表取締役 C F O 竹 内 成 和	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	
【電話番号】	03(5545)9200(代表)	
【事務連絡者氏名】	代表取締役 C F O 竹 内 成 和	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	3,154,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株(注)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成26年11月19日(水)開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,000,000株	3,154,000,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,000,000株	3,154,000,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,577		100株	平成26年12月5日(金)		平成26年12月5日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 当社は、自己株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、自己株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなないこととなります。
- 4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 経営企画部	東京都港区六本木一丁目6番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店	東京都港区北青山三丁目6番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,154,000,000	1,000,000	3,153,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用(内訳は印刷会社費用及び取引所費用)の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、新たなサブスクリプション型(定額制)音楽ストリーミングサービスの立ち上げに向けた割当予定先との信頼関係強化と当社グループの事業の推進を目的とするものであり、本自己株式処分によって得られる上記差引手取概算額3,153,000,000円については、平成27年3月期中に、平成26年11月中に設立予定の割当予定先との合弁会社への出資(資本金10億円、資本準備金10億円、出資比率は調整中のため未定)を通じた新規音楽サービスへの投資や提出日以降の当社グループの事業推進のための運転資金に充当する予定であります。

なお、支出までの資金管理は、当社預金口座にて行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社サイバーエージェント
本店の所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 第16期（自平成24年10月1日 至平成25年9月30日） 平成25年12月16日 関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 第17期第1四半期（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日） 平成26年1月31日 関東財務局長に提出 第17期第2四半期（自平成26年1月1日 至平成26年3月31日） 平成26年4月25日 関東財務局長に提出 第17期第3四半期（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日） 平成26年7月25日 関東財務局長に提出</p>

（注）本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		当社グループは割当予定先が運営するAmeba事業での取引関係があります。

c 割当予定先の選定理由

当社の100%子会社であるエイベックス・デジタル株式会社と割当予定先は、平成26年11月下旬にサブスクリプション型（定額制）音楽ストリーミングサービスを行う合弁会社（以下「本合弁会社」）の設立を予定しております。当社グループが持つ音楽サービスの展開実績と割当予定先が持つスマートフォンサービスの開発力及び運用力など、両社グループが有する経営資源を活用し、本合弁会社を運営していく予定です。

さらに、割当予定先に当社の株式を所有していただくことによって、当社と割当予定先の信頼関係が強化され、本合弁会社の事業推進に資するものと考えております。

上記の経緯を踏まえて、株式会社サイバーエージェントを本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式 2,000,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先に対して、本自己株式処分による第三者割当は、割当予定先との関係の強化を目的としていることを説明した上で、賛同頂いていることから、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期的に保有する意向であると判断しております。

また、当社は割当予定先との間で、本自己株式処分による割当を受けた日（平成26年12月5日）から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供せられることに割当予定先が同意する旨の確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が本自己株式処分の目的に賛同して頂いていること、また割当予定先の直近の第16期有価証券報告書（平成25年12月16日提出）および第17期第3四半期報告書（平成26年7月25日提出）における連結財務諸表等により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所第一部に上場しており、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表しております。また、割当予定先は、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で、反社会的勢力との関係を一切遮断する旨の宣言をしております。以上から、当社は、割当予定先、割当予定先の役員もしくは子会社または割当予定先の主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該割当に係る取締役会決議の直前1ヶ月間（平成26年10月20日から平成26年11月18日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値1,577円（円未満切捨て、平成26年11月18日終値（1,589円）比 0.8%）としております。直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値の価額を採用することにしたのは、最近の当社株価の変動が、本合併会社の設立や業績予想の修正の発表により一時的に変動したものであり、一定の日の終値のような特定の一時点を基準にするより、直前1ヶ月間のような一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該株価は、東京証券取引所における当該取締役会決議の直前日の終値である1,589円に99.2%（ディスカウント率0.8%）を乗じた額、同直前3ヶ月間（平成26年8月19日から平成26年11月18日まで）の終値の平均値である1,636円（円未満切捨て）に96.4%（ディスカウント率3.6%）を乗じた額であり、あるいは同直前6ヶ月間（平成26年5月19日から平成26年11月18日まで）の終値の平均値である1,689円（円未満切捨て）に93.4%（ディスカウント率6.6%）を乗じた額であり、特に有利な割当価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記割当価額につきましては、取締役会決議の直前1ヶ月間（平成26年10月20日から平成26年11月18日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値により決定されたものであり、取締役会決議日直前日の株価との比較において割当先に特に有利な処分価額には該当しないとする取締役会決議に対して、監査役全員が、会社法上の有利発行には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により、株式会社サイバーエージェントに割り当てる株式数は2,000,000株であり、本自己株式処分前の当社の発行済株式総数に対し4.44%（小数点第3位以下を四捨五入、平成26年9月30日現在の総議決権個数に対する割合4.62%）に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本関係を生じさせることは、割当予定先との継続的な取引基盤の強化により、音楽事業の強化に資するものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
(有)ティーズ・キャピタル	東京都港区	2,060	4.99	2,060	4.76
(有)マックス2000	東京都大田区	2,050	4.97	2,050	4.74
(株)サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂1-12-1			2,000	4.62
ゴールドマン・サックス・ アンド・カンパニーレギュ ラーアカウント (常任代理人：ゴールドマン ・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10 - 1)	1,397	3.38	1,397	3.23
小林 敏雄	東京都港区	1,347	3.23	1,347	3.11
日本マスタートラスト信託 銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,198	2.90	1,198	2.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,056	2.56	1,056	2.44
(株)第一興商	東京都品川区北品川5-5-26	1,020	2.47	1,020	2.36
松浦 勝人	東京都大田区	857	2.08	857	1.98
オーエム04エスエスピー クライアントオムニバス (常任代理人：香港上海銀 行 東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目 11-1)	645	1.56	645	1.49
林 真司	東京都世田谷区	629	1.52	629	1.45
計		12,263	28.88	14,236	32.95

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月8日関東財務局長に提出

事業年度 第28期第2四半期(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日) 平成26年11月7日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年8月12日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書（エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社第11回新株予約権の発行に係る臨時報告書）を平成26年10月1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年11月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書（エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社第12回新株予約権の発行に係る臨時報告書）を平成26年10月1日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

3の平成26年10月1日提出の金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書（エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社第11回新株予約権の発行に係る臨時報告書）の訂正報告書を平成26年10月22日に関東財務局長に提出

3の平成26年10月1日提出の金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書（エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社第12回新株予約権の発行に係る臨時報告書）の訂正報告書を平成26年10月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記第1に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年11月19日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項について、同書中において別段の表示のない限り、本有価証券届出書提出日（平成26年11月19日）現在において変更はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 本社
（東京都港区六本木一丁目1番6号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。